

八戸市景観づくりアドバイザー制度実施要領

(趣旨)

第1条 市民・事業者の景観に対する意識を高めるとともに、地域の特性を活かした景観づくりを支援するため、景観づくりに関する助言・指導等を行う八戸市景観づくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の委嘱及び派遣について、必要な事項を定める。

(委嘱)

第2条 市長は、景観、建築、都市計画、まちづくり、色彩等に関し専門的知識を有する者、景観づくり活動実践者のうちから適当と認められる者を、本人の承諾を得てアドバイザーとして委嘱する。

(任期)

第3条 アドバイザーの任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(業務)

第4条 アドバイザーは、市長の要請により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1)景観づくりに関する講演会、勉強会やワークショップ等（以下「講演会等」という。）に出席し、講演、助言等を行う。
- (2)住民等による景観づくりに関するルールづくりについて専門的な助言及び指導等を行う。
- (3)その他市長が必要と認めること。

(派遣対象)

第5条 派遣対象となる講演会等は、市、学校、地域グループ、その他各種団体が主催するもので、次の各号に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1)市内で開催されるもの
- (2)主として市民又は市内に通勤・通学する者を対象とするもの
- (3)参加予定者がおおむね10名以上のもの
- (4)政治、宗教活動並びに営利を目的としないもの

(派遣手続)

第6条 アドバイザーの派遣を希望する者は、原則として開催予定日の30日前までに「八戸市景観づくりアドバイザー派遣申請書」（様式第1号）により市長に申請する。

- 2 市長は、アドバイザーの派遣が適当と認められる場合は、派遣するアドバイザーを決定し、「八戸市景観づくりアドバイザー派遣依頼書」（様式第2号）によりアドバイザーに依頼するとともに、「八戸市景観づくりアドバイザー派遣決定通知書」（様式第3号）により申請者へ通知する。

(実施報告)

第7条 申請者は、講演会等終了後10日以内に、その実施結果について「八戸市景観づくりアドバイザー派遣実施報告書」（様式第4号）により、市長に報告する。

(謝礼)

第8条 市は、アドバイザーが第4条の要請による業務を行ったときは、予算の範囲内において謝礼を支給する。

(守秘義務)

第9条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 アドバイザーに関する庶務は、まちづくり文化観光部まちづくり文化推進室において処理するものとする。

附則

この要領は、平成19年7月1日から実施する。

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

この要領は、平成22年4月1日から実施する。